令和７年９月2日（火）
産業廃棄物の処理における事務処理の電子化説明会

ももっち
©岡山県

排出事業者責任と法令改正について

岡山県環境文化部循環型社会推進課

講演内容

- 排出事業者責任（産業廃棄物処理基準、産業廃棄物委託基準など）
- 令和7年4月22日廃掃法規則改正
  （1） 契約書記載項目の追加
  （2） 電子マニフェストの項目追加
- 電子マニフェスト制度（県内の普及率、導入のメリットなど）

廃棄物の処理責任

事業者は、その事業活動に伴って生じた廃棄物を自らの責任において適正に処理しなければならない。（第3条）

↓

排出事業者責任

廃棄物の排出者は誰か、ということが
非常に重要！

排出事業者向けチェックリスト（H29.6.20 環境省通知）

1. 目的

・汚染者負担の原則により、廃棄物処理法上、事業者はその事業活動に伴って生じた廃棄物を自ら適正に処理する責任を有している（排出事業者責任）。
・処理業者に処理を委託した場合であっても、排出事業者に処理責任がある。この場合、廃棄物処理市場の特性から、価格が少しでも安い処理業者に委託をする動機付けが働きやすい。しかし、適正な処理には、相応の費用がかかる。
・不適正な処理を行う処理業者に委託していたことが明らかになれば、コンプライアンスを十分に果たしていない事業者として社会的な評価を落としかねないリスクを十分に認識する必要がある。
・そこで、産業廃棄物の排出事業者に、排出事業者責任に基づく必要な措置の適正な実施に取り組んで頂く必要があることから、廃棄物処理法の下で講ずべき措置を整理する。

2. チェックリストの内容

時点	チェック内容
排出時	・廃棄物該当性 ・廃棄物の分別（産廃か一廃か、産業廃棄物の種類　など）　など
保管	・保管基準の遵守（囲いや掲示板の設置、飛散・流出・地下浸透等防止措置　など）
委託処理 【廃棄物引渡し前】	・委託先の要件（許可の有無、優良認定の考慮） ・委託基準の遵守（適正な委託契約の内容、適正な対価、添付書面など）
【廃棄物引渡し時】	・紙マニフェストの適正な交付（交付状況や記載事項など）又は電子マニフェストの適正な登録
【廃棄物引渡し後】	・処理状況の確認（実地確認、情報確認など）
【処理終了時】	・紙マニフェスト又は電子マニフェストの適正な確認（処理終了確認や記載事項など）
その他	・自己処理（施設許可、帳簿等） ・多量排出事業者（計画書や報告書）　など

産業廃棄物の処理（1）

排出事業者が自らの事業活動により生じた産業廃棄物を処理する場合、次の2パターンがある。

- 排出事業者自らが処理
- 処理業者に処理を委託

産業廃棄物の処理（2）

・　排出事業者自らが処理する場合、次の基準が適用される。（第12条）

産業廃棄物保管基準

（規則8条）

排出事業場において、運搬されるまでの間における保管の基準

産業廃棄物処理基準

（令6条）

処理過程の運搬（保管）、処分等の基準

注：特別管理産業廃棄物には、それぞれ「特別管理産業廃棄物保管基準」、「特別管理産業廃棄物処理基準」が適用される。（第12条の2）

産業廃棄物の処理（3）

排出事業者が自らの事業活動により生じた産業廃棄物を処理する場合、次の2パターンがある。

- 排出事業者自らが処理
- 処理業者に処理を委託

処理の委託

排出事業者がその産業廃棄物を処理業者に委託する場合、産業廃棄物委託基準に従い委託しなければならない。（第12条第6項）

注：特別管理産業廃棄物の委託には、特別管理産業廃棄物委託基準が適用される。

産業廃棄物委託基準(1)

・許可を有する収集運搬業者・処分業者に委託
（収集運搬業者と処分業者は別々に契約）

・委託する産業廃棄物の種類が、委託業者の「事業の範囲」に含まれていること（許可証で確認）

・委託契約は書面（必要な事項を含むもの）により行い、許可証の写しを添付

産業廃棄物委託基準(2)

収集運搬業者・処分業者の許可区分

産業廃棄物の種類	処理業の区分
産業廃棄物 （特別管理産業廃棄物を除く）	産業廃棄物収集運搬業
	産業廃棄物処分業
特別管理産業廃棄物	特別管理産業廃棄物収集運搬業
	特別管理産業廃棄物処分業

他人から委託を受けて産業廃棄物の収集運搬又は処分を行う場合には、県知事等の許可が必要

・**収集運搬業**

産業廃棄物を積込む場所及び降ろす場所を所管する都道府県知事（政令市内のみの場合は政令市長）の許可

ただし、政令市内で積替え保管を行う場合は、別途政令市長の許可が必要

※ 政令改正により、平成23年4月から許可手続が合理化

・**処分業**

業を行う場所を管轄する都道府県知事又は政令市長の許可

産業廃棄物委託基準(3)

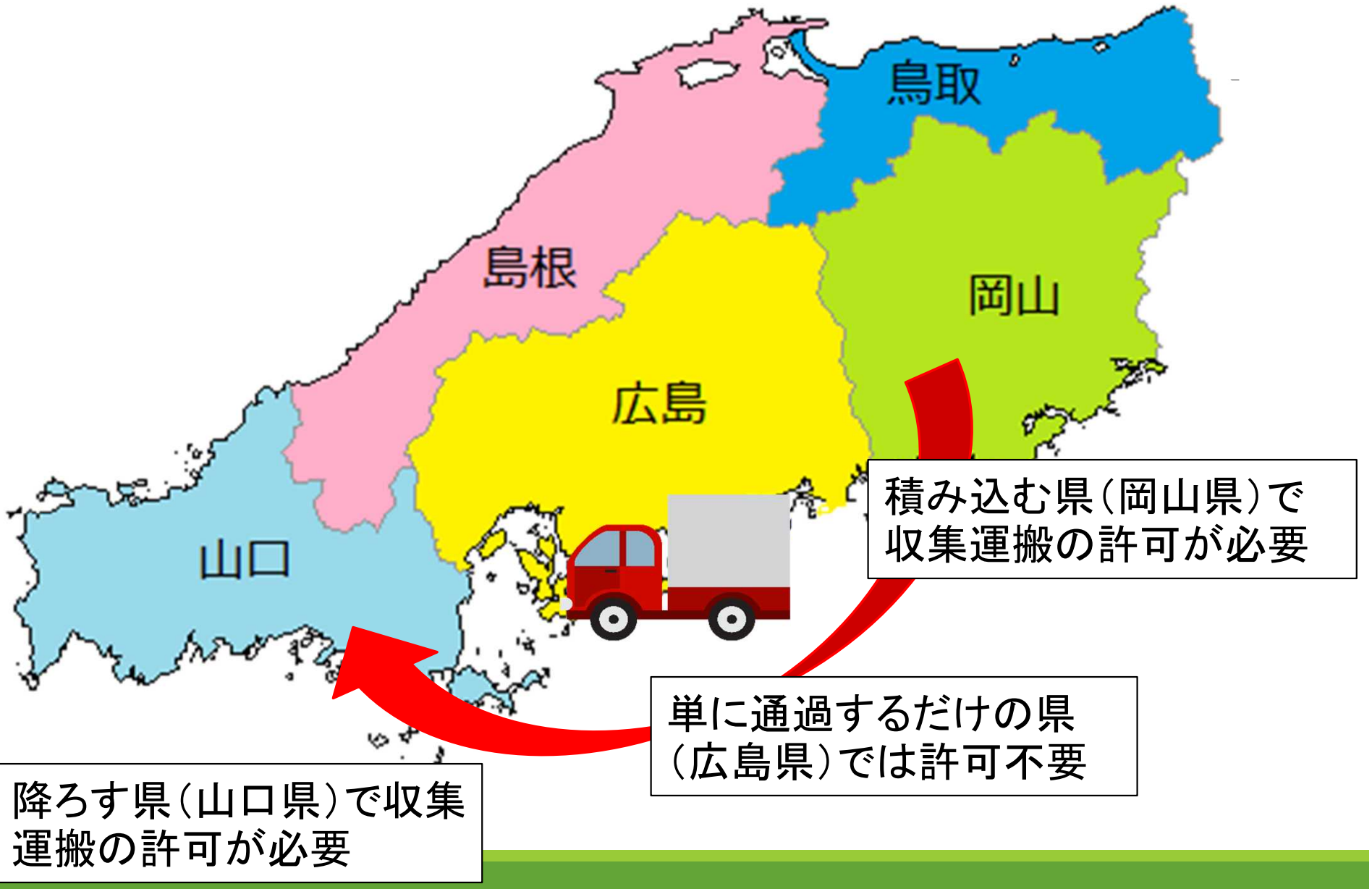
鳥取
島根
岡山
広島
山口
積み込む県（岡山県）で
収集運搬の許可が必要
単に通過するだけの県
（広島県）では許可不要
降ろす県（山口県）で収集
運搬の許可が必要

産業廃棄物委託基準(4)

積み込みが政令市でも、降ろす場所が同一県内の場合、県の許可だけでOK（ただし、政令市で積替保管施設を有していない場合）

産業廃棄物委託基準(5)

政令市以外の地域では県の許可が必要

政令市内で「積替保管」を行う場合は、政令市の許可が必要

産業廃棄物委託基準(6)

「事業の範囲」 → 処理業者の許可証で確認

（例１） 収集運搬業

１ 事業の範囲

(1) 積替え又は保管の有無　　無

(2) 取り扱う産業廃棄物の種類

汚泥、がれき類（これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上2種類

（例２） 処分業

１ 事業の範囲

(1)事業の区分

中間処理（焼却）

(2)取り扱う産業廃棄物の種類

木くず、紙くず、繊維くず（これらのうち石綿含有産業廃棄物を除く。） 以上3種類

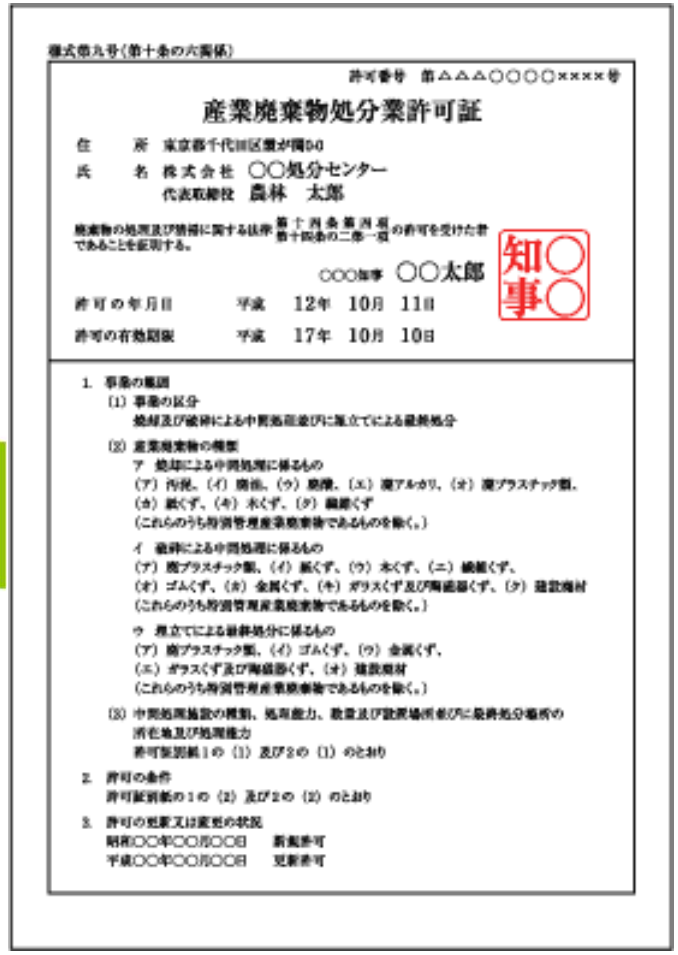

様式第九号（第十条の六関係）

許可番号　第△△△○○○○××××号

産業廃棄物処分業許可証

住　　所　東京都千代田区霞が関00

氏　　名　株式会社　○○処分センター

代表取締役　農林　太郎

廃棄物の処理及び清掃に関する法律第十条第一項第十四条の二第一項の許可を受けた者であることを証明する。

知○事○

○○○知事　○○太郎

許可の年月日　　平成　12年　10月　11日

許可の有効期限　　平成　17年　10月　10日

1. 事業の概況
   (1) 事業の区分
   焼却及び破砕による中間処理並びに埋立てによる最終処分
   (2) 産業廃棄物の種類
   ア 焼却による中間処理に係るもの
   (ア) 汚泥、(イ) 廃油、(ウ) 廃酸、(エ) 廃アルカリ、(オ) 廃プラスチック類、(カ) 紙くず、(キ) 木くず、(ク) 繊維くず
   (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
   イ 破砕による中間処理に係るもの
   (ア) 廃プラスチック類、(イ) 紙くず、(ウ) 木くず、(エ) 繊維くず、(オ) ゴムくず、(カ) 金属くず、(キ) ガラスくず及び陶磁器くず、(ク) 建設廃材
   (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
   ウ 埋立てによる最終処分に係るもの
   (ア) 廃プラスチック類、(イ) ゴムくず、(ウ) 金属くず、(エ) ガラスくず及び陶磁器くず、(オ) 建設廃材
   (これらのうち特別管理産業廃棄物であるものを除く。)
   (3) 中間処理施設の種類、処理能力、敷地及び設置場所並びに最終処分場所の所在地及び処理能力
   許可証別紙1の (1) 及び2の (1) のとおり
2. 許可の条件
   許可証別紙の1の (2) 及び2の (2) のとおり
3. 許可の更新又は変更の状況
   昭和○○年○○月○○日　新規許可
   平成○○年○○月○○日　更新許可

産業廃棄物委託基準(7)

委託契約は
「2者間直接契約」

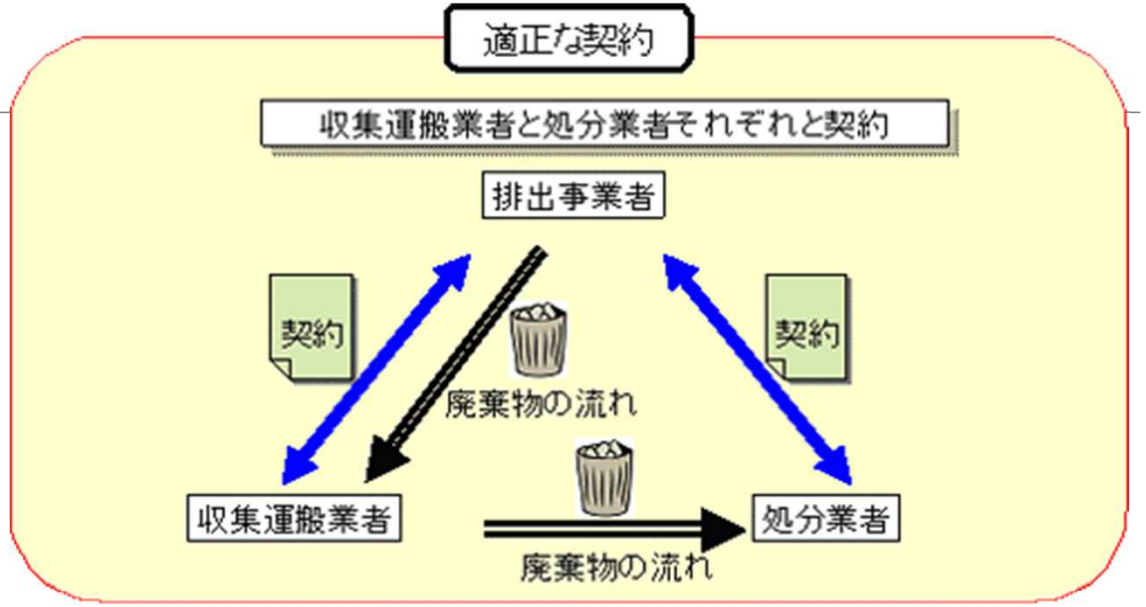

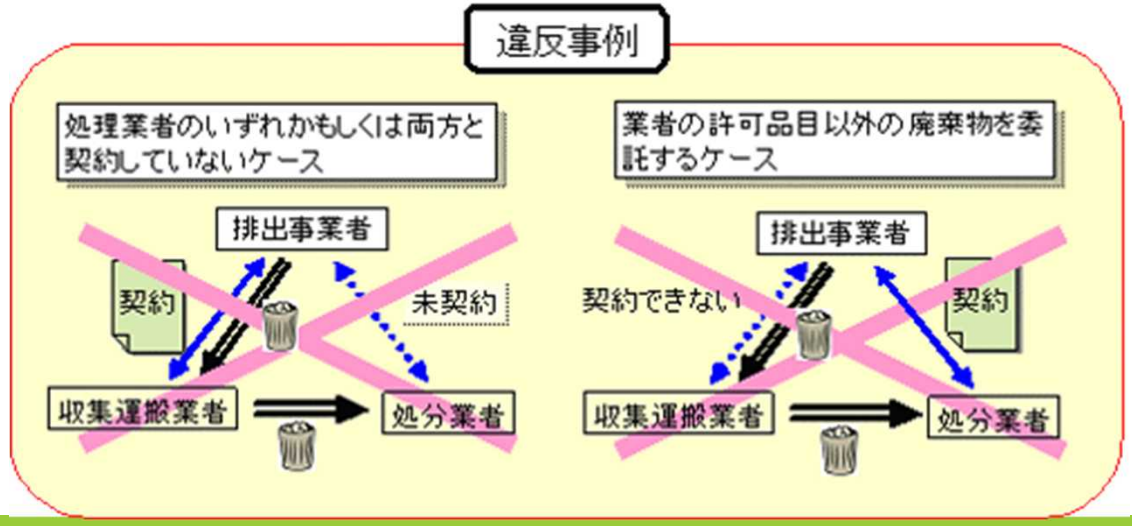

産業廃棄物委託基準（8）

委託契約書

・収集運搬業者、処分業者それぞれと**書面**による委託契約を締結（**2者契約**）

・委託契約書を契約終了日から**5年間保存**

・委託契約書に**記載すべき事項**

1）産業廃棄物の種類、数量
2）運搬を委託するときは、運搬の最終目的地の所在地
3）処分又は再生を委託する場合
・処分又は再生する場所の所在地
・処分又は
・処分又は
4）処分（最終
・最終処分
・最終処分
・最終処分又は再生に係る施設の処理
5）委託契約の有効期間
6）委託者が受託者に支払う料金
7）受託者が運搬業又は処分業の許可を有する場合は、その事業の範囲
8）運搬にあたり、積替え又は保管を行う場合
・積替え又は保管場所の所在地
・保管できる産業廃棄物の種類
・積替えのための保管上限

R7.4.22規則改正により
記載すべき項目が追加

9）安定型産業廃棄物を保管する場合
・他の廃棄物と混合することの許否等に関する事項
10）産業廃棄物の適正な処理のために必要な事項に関する情報
・産業廃棄物の性状及び荷姿
・腐敗、揮発等産業廃棄物の性状の変化に関する事項
・他の廃棄物との混合等による支障に関する事項
・JIS C0950に規定するマークが付された廃製品の場合は、当該含有マークに関する事項
・委託する産業廃棄物に石綿含有産業廃棄物が含まれる場合は、その旨
・その他産業廃棄物を取り扱う際に注意すべき事項
11）委託契約の有効期間中に10)の情報に変更があった場合の当該情報の伝達に関する事項
12）受託業務終了時の受託者の委託者への報告に関する事項
13）契約解除時の処理されない産業廃棄物の取扱いに関する事項

講演内容

- 排出事業者責任（産業廃棄物処理基準、産業廃棄物委託基準など）
- 令和7年4月22日廃掃法規則改正
  （1） 契約書記載項目の追加
  （2） 電子マニフェストの項目追加
- 電子マニフェスト制度（県内の普及率、導入のメリットなど）

契約書記載項目の追加（1）

令和7年4月22日の規則改正により、委託契約書に含まれるべき事項が追加（施行日：令和8年1月1日）

委託者が第一種指定化学物質等取扱事業者であって、委託する産業廃棄物に第一種指定化学物質を含む等の場合、当該物質の名称及び量又は割合を契約書に記載

施行の際に締結済みの契約は、契約更新までの間は改正前の規定が適用される

○改訂条文

第３条第１項	カ	石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
第３条第１項	キ	特定化学物質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律第２条第５項に規定する第１種指定化学物質等取扱事業者である場合であって、かつ、委託する産業廃棄物に同条第２項に規定する第１種指定化学物質が含まれ、又は付着している場合には、その旨並びに当該産業廃棄物に含まれ、又は付着している当該物質の名称及び量又は割合
第３条第１項	ク	その他取扱いの注意事項

（参考）現行条文

第３条第１項	カ	石綿含有産業廃棄物又は特定産業廃棄物、水銀使用製品産業廃棄物又は水銀含有ばいじん等が含まれる場合は、その事項
第３条第１項	キ	その他取扱いの注意事項

（公財）全国産業資源循環連合会の標準様式１～３では『適正な処理に必要な情報の提供』に係る条項に追記されている

参考：（公財）全国産業資源循環連合会ホームページ（2025年6月「委託契約書に含まれるべき事項の追加について」

契約書記載項目の追加（2）

【法律名】特定化学質の環境への排出量の把握等及び管理の改善の促進に関する法律（通称：化管法）

PRTR制度とSDS制度を柱として、事業者による化学物質の自主的な管理の改善を促進し、環境の保全上の支障を未然に防止することを目的とした法律

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

<対象化学物質>

PRTR対象物質

第一種指定化学物質（515物質）が対象。

※令和５年4月改正政令施行により対象化学物質が462物質から変更。

<対象事業者>

・対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者

・従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者

・取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

SDS制度

(Safety Data Sheet)

- 有害性のおそれのある化学物質及び当該化学物質を含有する製品を、事業者間で譲渡・提供する際に、化学物質の性状及び取扱い情報を提供することを義務づける制度。
- 化学物質の適正管理に必要な情報提供を義務づけ、事業者による自主管理を促進する。

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）及び第二種指定化学物質（134物質）が対象（計 649物質）。

※令和５年4月改正政令施行により対象化学物質が562物質（第一種：462物質、第二種：100物質）から変更。

<対象事業者>

・対象業種・従業員数・取扱量等に関わらず、指定化学物質又は指定化学物質を1質量%以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.1質量%以上）含有する製品を国内において他の事業者に譲渡・提供する事業者が対象。

参考：経済産業省ホームページ『PRTR届出に向けた基礎知識（2024年3月）』より

契約書記載項目の追加（3）

PRTR制度

(Pollutant Release and Transfer Register)

- 人の健康や生態系に有害なおそれがある化学物質について、環境中への排出量及び廃棄物に含まれての移動量を事業者が把握し、国に報告。
- 国は、事業者から届出された排出量・移動量の集計結果及び届出対象外の推計排出量を併せて公表。

PRTR対象物質

<対象化学物質>

第一種指定化学物質（515物質）が対象。

※令和５年4月改正政令施行により対象化学物質が462物質から変更。

<対象事業者>

- 対象業種：政令で指定する24業種を営む事業者
- 従業員数：常用雇用者数21人以上の事業者
- 取扱量等：第一種指定化学物質の年間取扱量が1t以上（特定第一種指定化学物質の場合は0.5t以上）ある事業所を有する事業者等

人や生態系への有害性があり、環境中に継続して広く存在すると認められる物質を指定

（例：揮発性炭化水素（ﾍﾞﾝｾﾞﾝ、ﾄﾙｴﾝ等）、有機塩素系化合物（ﾀﾞｲｵｷｼﾝ類、ﾄﾘｸﾛﾛｴﾁﾚﾝ等）、農薬（臭化ﾒﾁﾙ、ﾌｪﾆﾄﾛﾁｵﾝ等）、金属化合物（鉛及びその化合物、有機スズ化合物）、石綿など）

製造業、金属鉱業、原油・天然ガス鉱業、電気業、ガス業、熱供給業、下水道業、鉄道業、倉庫業、石油卸売業、鉄スクラップ卸売業（※）、自動車卸売業（※）、燃料小売業、洗濯業、写真業、自動車整備業、機械修理業、商品検査業、計量証明業（一般計量証明業を除く。）、一般廃棄物処理業（ごみ処分業に限る。）、産業廃棄物処分業（特別管理産業廃棄物処分業を含む。）

※自動車用エアコンディショナーに封入された物質を取り扱うものに限る。

この他、特定要件施設（鉱山保安法特定係施設、下水道終末処理施設、廃棄物処理施設、ダイオキシン法特定施設）を設置する事業者

参考：経済産業省ホームページ『PRTR届出に向けた基礎知識（2024年3月）』より

契約書記載項目の追加（4）

意見内容	回答
・廃棄物の均一性が確保されない場合はどうするのか? ・廃棄物の委託ロット毎に分析情報は告示されるのか? ・一次マニフェストから二次処理、三次処理と分析する場合各々の分析は誰がやるのか? ・分析時間を要する場合の保管は どうするか?費用は誰? 各工程の物順が分離される場合はどうするか? ・具体的な手順、手続きを明示してほしい(ケーススタディ)	委託契約書に記載する第一種指定化学物質の割合については、原則2桁とし、例えば、「PRTR排出量等算出マニュアル第5.1版 第Ⅰ部 基本編」Ⅰ-46等において記載されている、原材料等に含まれる対象物質の含有率、実測による含有率を活用することは可能と考えており、上記を含む具体的な算出方法等の周知を徹底するとともに、WDSガイドラインに記載する予定です。
第一種指定化学物質量の割合や特定第一種指定化学物質質が含まれ、又は付着している場合は委託契約書WDSの情報に 明記すればよいと考察します。	これまでもWDSの活用により、適正処理のための情報伝達を促してきた ところですが、WDSが委託契約書の添付書類となっている場合に、産業廃棄物に含まれ又は付着している第一種指定化学物質に係る情報をWDSに記 載することで、廃棄物処理法の委託基準を満たすものと承知しております。

※法改正に伴い環境省が行ったパブリックコメントから一部を抜粋

参考:『「廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行規則の一部を改正する省令案」に対する意見募集の結果について』

講演内容

- 排出事業者責任（産業廃棄物処理基準、産業廃棄物委託基準など）
- 令和7年4月22日廃掃法規則改正

  （1） 契約書記載項目の追加

  （2） 電子マニフェストの項目追加
- 電子マニフェスト制度（県内の普及率、導入のメリットなど）

産業廃棄物管理票（マニフェスト）

排出事業者は、産業廃棄物を処理業者に引き渡す際に、産業廃棄物の種類、量等の必要事項を記載の上、処理業者に対して産業廃棄物管理票（通称マニフェスト）を交付しなければならない。（法第12条の3）

紙マニフェスト(1)

A　票　排出事業者控え
B1票　運搬業者控え
B2票　運搬業者から排出事業者に返送
　　→運搬終了を確認
C1票　処分業者控え
C2票　処分業者から運搬業者に返送
　　→処分終了を確認
D　票　処分業者から排出事業者に返送
　　→処分終了を確認
E　票　処分業者から排出事業者に返送
　　→最終処分終了を確認

７枚の複写式（積替用は８枚）

紙マニフェスト(2)

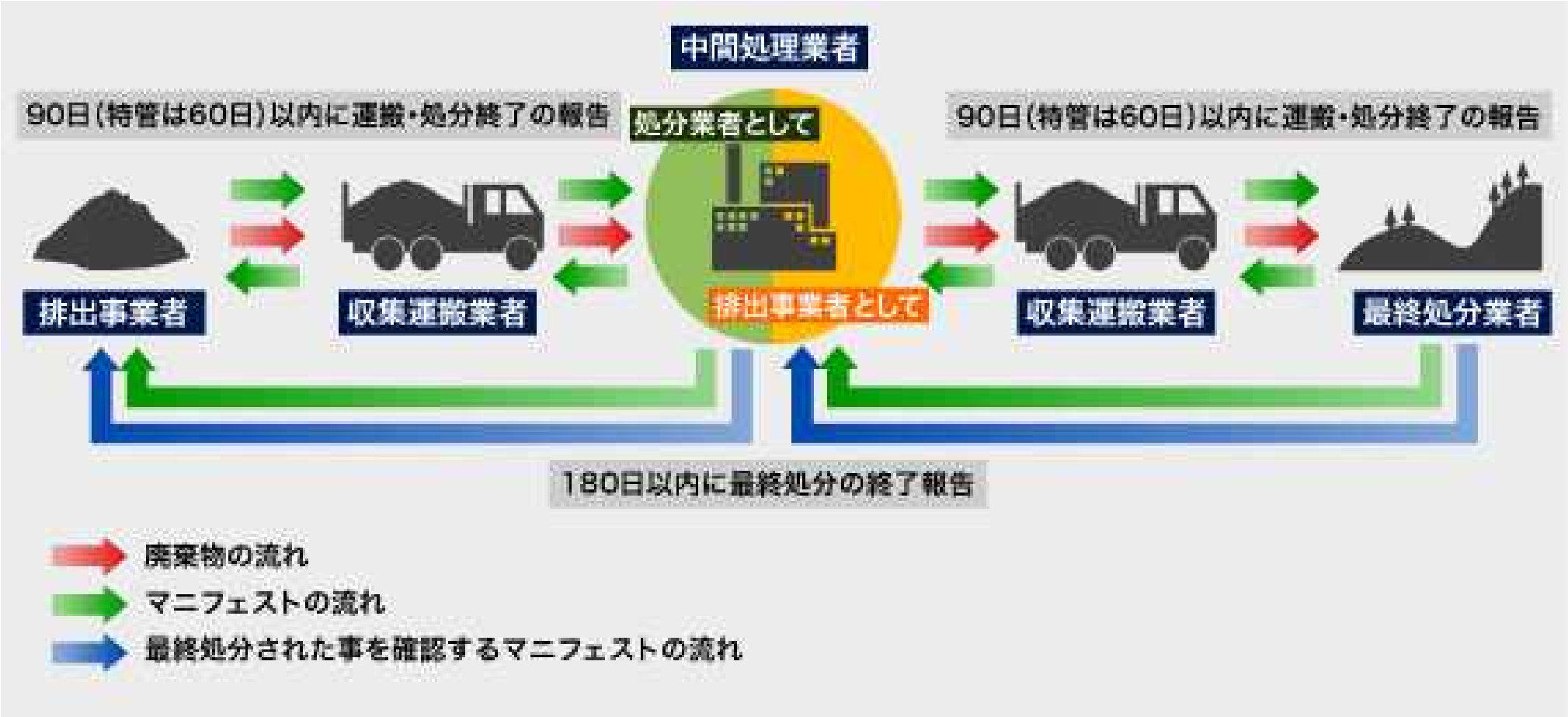

排出事業者は、A票(控)、B2票(収集運搬業者から返送)、D票(処分業者から返送)、E票(処分業者から返送:最終処分を確認)を照合し、5年間保存

電子マニフェスト

・電子マニフェスト制度とは･･･排出事業者が処理業者に委託した産業廃棄物の処理の流れを自ら把握し、適正な処理を確保することを目的とした制度

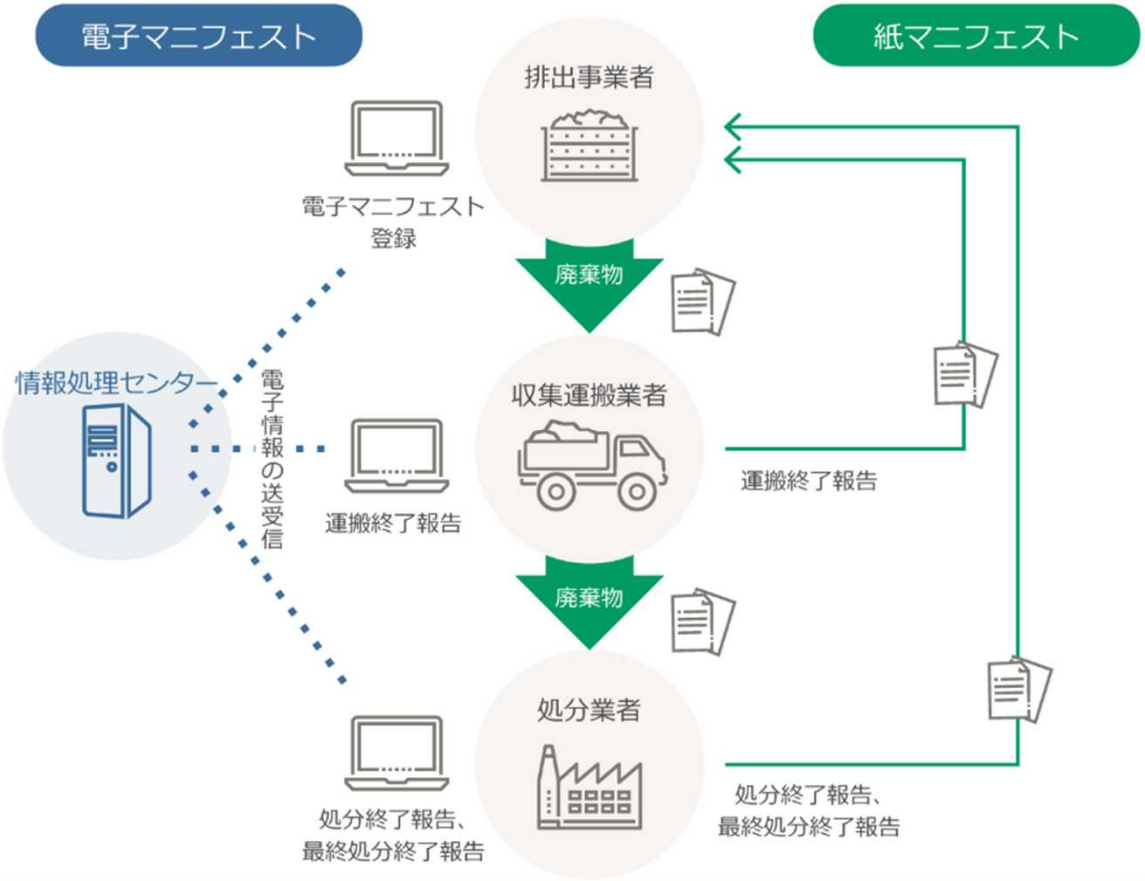

岡山県内の電子マニフェスト普及率

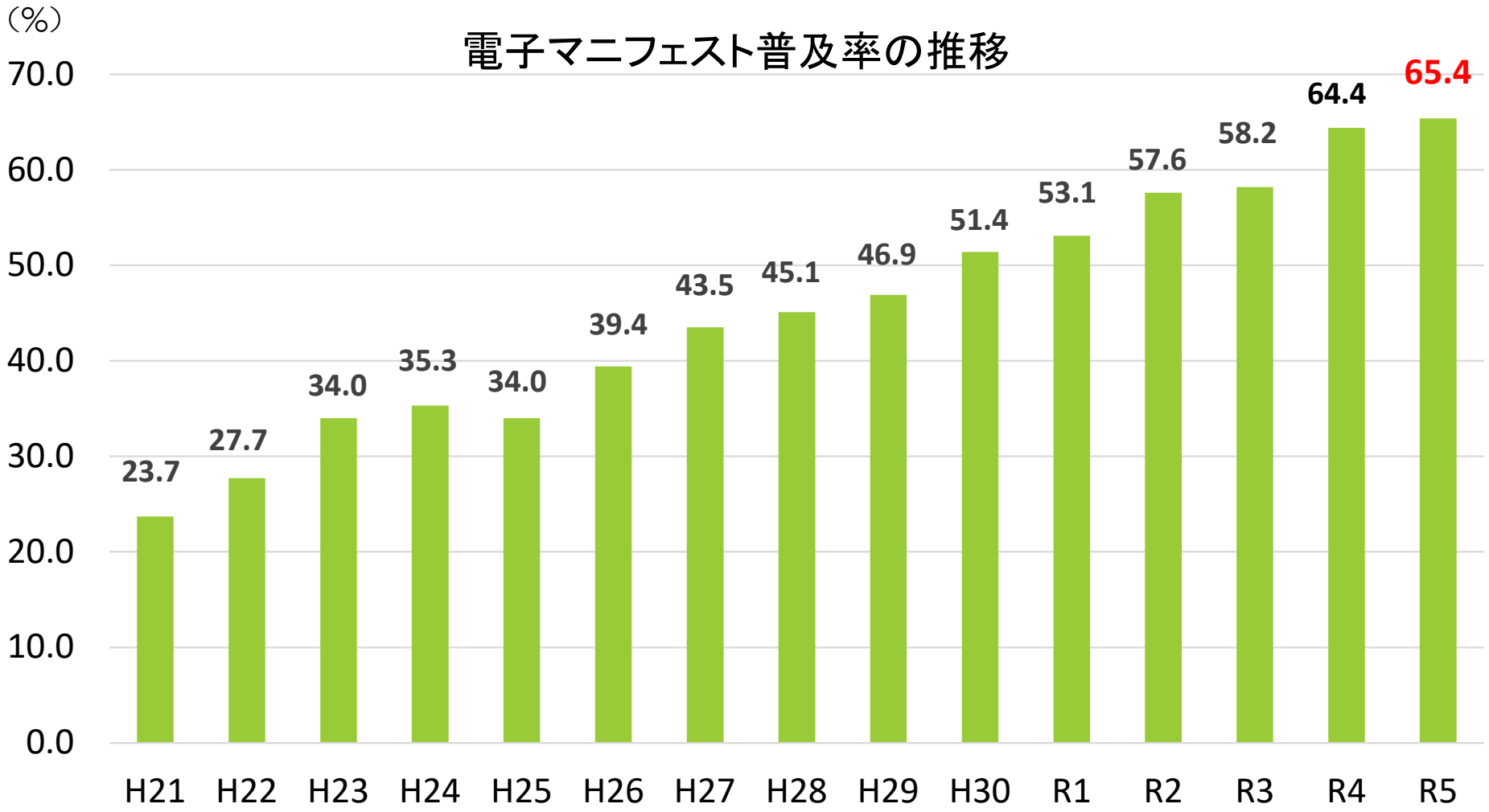

※電子マニフェスト普及率 ＝
　電子マニフェスト登録件数 ／（電子マニフェスト登録件数 ＋ 紙マニフェスト交付枚数）

電子マニフェスト導入のメリット

電子マニフェスト導入のメリット

●事務処理の効率化

●システム管理により入力漏れや紛失がなく法令遵守を徹底できる。

●データの透明性が確保できる。

●マニフェストの保存（5年間）が不要

●排出事業者の産業廃棄物管理票交付等状況報告が不要

電子マニフェストの項目追加（1）

＜電子マニフェストの項目追加＞ 施行日：令和9年4月1日

・処分受託者は、電子マニフェストによる最終処分の報告にあわせて、「処分方法」、「処分方法ごとの処分量」、「処分後の産業廃棄物又は再生される物の種類及び量」等を報告することとなる。

・排出事業者にとって、最終処分までの処理フローが見える化され、処理責任が貫徹できる。また、中間処理業者が直接再資源化していない場合でも、二次マニフェスト以降で再資源化されていれば、排出事業者がその寄与を確認することができる。

【現行】

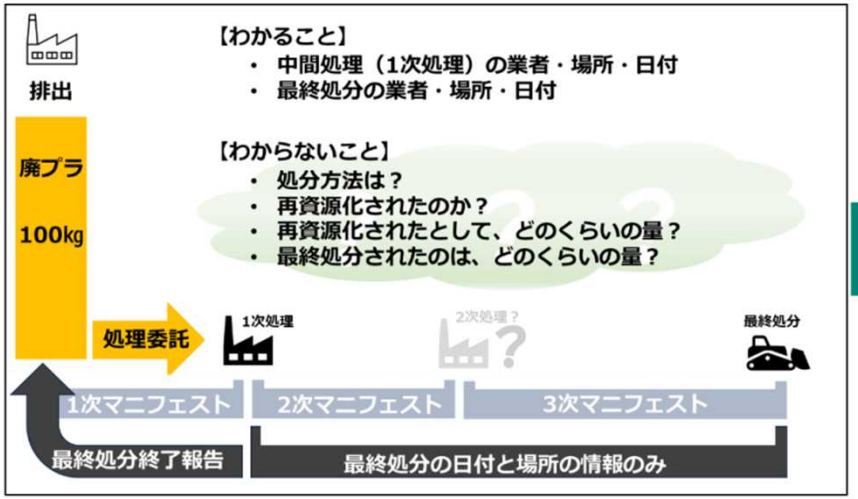

【改正後】

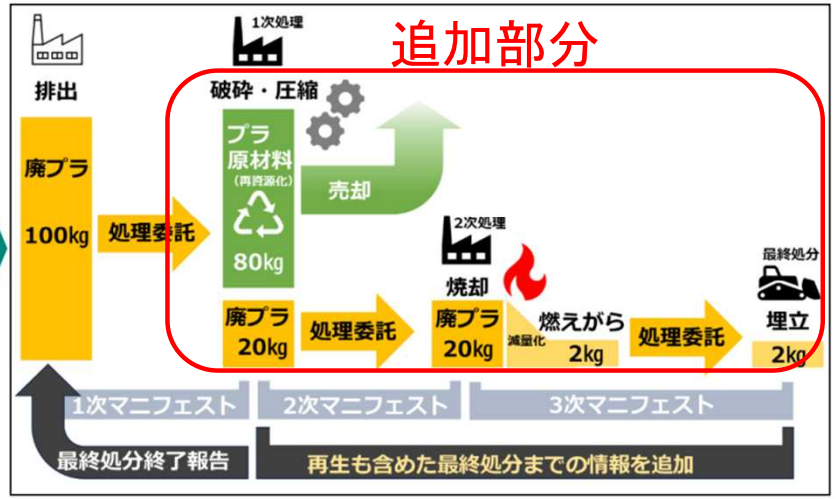

電子マニフェストの項目追加（2）

≪背景≫

- 平成29年２月の中央環境審議会からの意見具申「廃棄物処理制度の見直しの方向性」においては、当意見具申の背景となった食品廃棄物の不正転売事案も踏まえ、**排出事業者責任の徹底、産業廃棄物の処理状況の透明性の向上等について指摘**を受けた。
- また、令和６年２月の中央環境審議会からの意見具申「脱炭素型資源循環システム構築に向けた具体的な施策のあり方について」においても、資源循環の促進の観点から、**電子マニフェストの活用、廃棄物の処理方法や再生材の供給量などの情報収集の重要性が指摘**された。
- これらを踏まえ、排出事業者が廃棄物処理の全体像を把握することによって、**排出事業者責任を貫徹**するとともに、電子マニフェスト情報の活用により**資源循環の促進**を図るための取組を行う必要がある。

- 廃棄物の適正処理の強化の取組として、排出事業者が再資源化を含めた最終処分までの処理フローを把握可能となるよう、情報処理センターと連携し、**電子マニフェストの入力項目を追加**するための**廃棄物処理法施行規則の改正**を行う。
- 同時に、**電子マニフェストの利便性向上**のため、入力時の手間を軽減させるための改良も行う。

出典：令和6年12月13日中央環境審議会循環型社会部会（第58回）資料7

電子マニフェストの項目追加（3）

＜電子マニフェストの項目追加＞ 施行日：令和9年4月1日

➢ 現在は、中間処理業者による最終処分終了報告の際に、最終処分の業者、場所、日付のみ入力

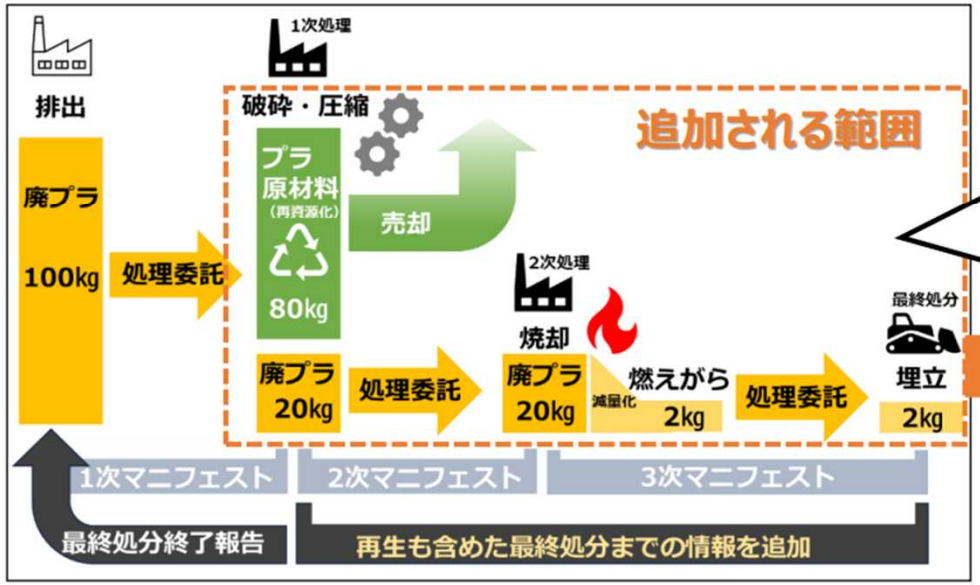

- 中間処理業者が、最終処分終了報告の際に「自社における処分と二次マニフェスト以降の最終処分までの情報」を入力する。
- Web入力方式では、処分方法等の情報をあらかじめ登録して簡便に入力できるシステムにすることで対応。

No.	マニフェスト番号	排出事業場の名称	廃棄物の種類（大分類名称）	基準重量	マニフェスト区分	許可番号（下6桁）	処分業者名称	処分事業場名称	所在地	処分前廃棄物の種類	処分方法	処分方法ごとの量	処理後物の種類	処理後物の量
1	12345678910	*********	廃プラスチック類	100kg	1次	******	******	******	******		破砕/選別/圧縮	80kg	プラスチック原材料	80kg
2					2次	******	******	******	******		破砕/選別	20kg	廃プラスチック類	20kg
3					3次	******	******	******	******	廃プラスチック類	焼却	20kg	燃え殻	2kg
4					4次	******	******	******	******	燃え殻	管理型埋立	2kg	燃え殻	2kg

出典：令和6年12月13日中央環境審議会循環型社会部会（第58回）資料7

ご清聴ありがとうございました。

ももっち　うらっち
©岡山県